

平成 31 年 1 月 21 日  
浜松いわた信用金庫

### 「個人番号の利用目的」の変更について

浜松信用金庫（以下「当金庫」と言います。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

#### [個人番号の利用目的について]

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

1. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
3. 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務のため
4. 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務のため
5. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
6. 教育等資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務のため
7. 預金口座付番に関する事務のため

\*預金口座付番とは、平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座を個人番号と紐付けることです。

以上